

## KYOTO STEAM—世界文化交流祭—共同実施事業の募集について（参加説明書）

令和元年9月17日

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、芸・産学官の連携により、『京都は耕す，育む，磨く』という基本理念を体現し，京都・日本のブランド化，インバウンド増加に資する先進的文化芸術創造活用拠点としての総合的な取組『KYOTO CULTIVATES PROJECT』に取り組んでいます。

「アート×サイエンス・テクノロジー」をテーマとして文化芸術の新たな可能性と価値を世界に問う新しい形態のフェスティバル「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」を中心に，文化創造を担う次世代人材の育成，ネットワークの構築等を合わせた三位一体の事業を展開しています。

この度，「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」において，令和2年度から，実行委員会と共同して新たに実施する事業の企画及び当該企画を実施する事業者を募集します（採択された企画に基づく事業に対して，実行委員会が必要な経費の一部を負担します。）。

募集に当たっては，本書に定める参加条件を満たす事業者から企画案を募集し，応募のあった企画案及びその事業者を比較し，企画及び事業者を決定しますので，この参加説明書等を御確認のうえ，御参加いただきますようお願いいたします。

この募集において，採択された企画案を基に，実行委員会との協議のうえ，双方合意に至った内容により，事業を実施するものとします。

この事業（以下「共同事業」という。）の実施に向け，実行委員会は事業者と覚書を締結し，事業の実施に向けた作業を共同して行っていきます。

### 1 募集する企画

次の条件をいずれも満たす企画を募集します。

#### (1) 事業のねらい，構成その他の内容

「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—基本計画」に示す事業全体のねらい，構成に合致し，「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」をより一層活性化させるものであること。また，既存事業と重複がないものであること。

#### (2) 実施期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日までの間に実施すること。

※ 採択された企画は，令和元年度において必要な準備作業を行った後，令和2年度及び令和3年度において，それぞれ共同事業を実施するものとします。

#### (3) 実施場所

主たる実施場所が，京都市内であること。

#### (4) 実施体制

共同事業を確実に実行するために必要な体制等があること（応募者が複数の者で構成されるときは，それぞれの関係等，他の事業者の協力が必要な場合は，それらの見込み等を含む。）。

- ※1 応募者が実際に共同事業を実施すること。
- ※2 共同事業の実施に当たっては、京都市及び国からの補助金その他の資金を活用するものであることから、必要な企画、具体的計画、見積書、実施報告その他の必要な書類を、それぞれ実行委員会の指示する期日に合わせ、着実に作成、提出できる体制であること。

#### (5) 財源確保等

共同事業に必要な経費の見込みが概ね明確であり、かつ共同事業の実施に必要な資金を調達できる見込みがあること。

※1 令和2年度及び3年度において、応募者が共同事業のために、それぞれの年度において支出を予定する経費の総額（原則として、文化庁「文化芸術創造拠点形成事業」の補助対象経費となるものに限る）から、当該年度において応募者が共同事業に関して実行委員会以外から得た収入を差し引いた金額に相当する金額について、実行委員会が負担するものとします。ただし、この場合の実行委員会の負担の上限は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を予定しています。）

※2 令和元年度に実施する準備作業に対しては本実行委員会からの負担金の支出はありません。また、令和2年度及び3年度における本実行委員会からの負担金の支出の可否、金額等については、京都市の予算成立等の手続きを経る必要があることから、正式な支出の決定は、それぞれ当該年度において行うものとし、正式な決定までの間に、あらかじめ約定することはできませんのでご注意ください。

<参考>

文化庁「2019年度文化芸術創造拠点形成事業」

URL：[http://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/1411883.html](http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/1411883.html)

## 2 応募資格

応募しようとする者は、次の条件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、参加申込み日から契約締結までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
  - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
  - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
  - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - カ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
  - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定

する暴力団密接関係者でないこと。

ケ 参加申込の日までの3年間において、京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる参加停止事由に該当していないこと。

(3) 応募しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件公募に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。共同企業体の場合、共同企業体を構成するすべての事業者が(1)又は(2)のいずれかに該当する者であること。

### 3 実施の方法等

#### (1) 覚書の締結

採択された企画の応募者と実行委員会の間で、令和3年度までの間の基本的な役割等を約するため、覚書を締結するものとします。

(別添 覚書案参照)

#### (2) 実施計画の策定等

採択された企画については、その具体的な内容等について、実行委員会と採択された企画の提案者（以下「共同事業者」という。）が協議し、双方合意のうえ、全体事業実施計画書を策定し、この計画に則って共同事業を実施するものとします。

なお、この計画は、共同事業者又は実行委員会における状況の変化等に応じ、双方協議して随時変更可能なものとします。

#### (3) 作成が必要な書類及び業務等

共同事業者には、次の書類の作成及び提出をお願いします。

年度	項目	内容	期日（予定）	備考
元年度	全体事業計画書	事業内容、体制、必要経費の積算（概算）その他の計画	令和元年10月31日	国及び京都市への予算要求、実施に向けた協議等に利用
	準備計画書	元年度内に実施する準備の計画	令和元年10月31日	実施に向けた協議のため
	令和2年度実施計画書	令和2年度実施事業に係る計画（積算を含む）	令和元年11月8日	国及び京都市への予算要求、実施に向けた協議等に利用
2年度	令和3年度実施計画書	令和3年度実施事業に係る計画（積算を含む）	令和2年8月31日	国及び京都市への予算要求、実施に向けた協議等に利用
	令和2年度実施報告書	令和2年度に実施した事業報告	令和3年3月30日	国等への報告に利用
3年度	実施報告書	令和3年に実施した事業報告及び全体報告	令和4年3月31日	

#### (4) 協議方法等

前項の書類の策定のほか、共同事業の実施に向けて必要な協議を行うため、実行委員会との間で、概ね1回/月の頻度で協議を行うこととします。協議の場で必要な決定等を速やかに行うため、出席者についてはご配慮願います。

#### (5) 各年度における実施内容

##### ア 令和元年度

令和元年度においては、実施に必要な準備（調査・調整・制作等を含む。以下同じ。）を実施する。

##### イ 令和2年度

令和2年度においては、令和2年度に予定した共同事業を実施するほか令和3年度の事業の実施に向けた準備を行う。

##### ウ 令和3年度

令和3年度においては、令和3年度に予定した共同事業を実施するほか、実施報告その他の清算事務を行う。

#### (6) 契約の締結

令和2年度及び令和3年度において、共同事業を実施する当たって実行委員会と共同事業者の間で、責任（費用の負担を含む。）の分担、実施の方法その他の事項について約定するため、それぞれの年度について契約を締結するものとします。この契約の締結は京都市予算の成立及び国から補助金その他の必要な財源が確保された後に締結するものとし、その契約書の記名押印の日までの間は、実行委員会及び共同事業者との間で、いかなる債権債務も発生しないものとします。

#### (7) 負担金の支出時期

負担金は、令和2年度及び令和3年度において、共同事業を実施し、実行委員会がそれぞれ実施の内容を確認し、実施報告書を受領した後、速やかに支払うものとします。したがって、最も遅い場合は、翌年度当初となることがあります。

### **4 参加申請**

#### (1) 申請方法

事前に電話連絡のうえ、参加申込書（別紙「提出書類様式」の様式1）を1部、直接持参又は電子メールにより、後記の「10 問合せ及び提出先」へ提出してください。

#### (2) 申請期間

令和元年9月17日（金）～令和元年9月20日（金）午後4時30分必着

※ 持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分まで。

※ 期間を超えたものは、いかなる理由をもってもお受けできません。

### **5 審査（提案書類審査及びヒアリング審査）書類の提出**

#### (1) 提出要件及び方法

事前に参加申請することが審査への参加の条件となります。

事前に電話連絡のうえ、次の提出書類（別紙「提出書類様式」参照）のうち、ア～ウを各1部、エ～コを各7部、直接持参又は郵送により、後記の「10 問合せ及び提出先」へ提出してください。

## (2) 提出書類

ア 会社概要（様式任意）

イ 実績調書（第2号様式）

※ 契約書、注文書等の写し等の実績を証明する書類を添付してください。

ウ その他資格確認書類

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、次の①～④の提出は必要ありません。

① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）又は登記簿謄本（法人に限る。）

※ 提案の提出の前日3箇月以内に発行されたもの

② 納税証明書

a 所得税又は法人税及び消費税（提出日の直前1事業年度の納税に係る証明書）

b 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（完納が必要な提出日の直前1事業年度の確定申告分の納税証明書）

③ 印鑑証明書

※ 提案提出の前日3箇月以内に発行されたもの

④ 暴力団に関係しないことの誓約書

※ 京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式

⑤ 共同企業体にあつては、構成各社すべてが所在地、名称、代表者氏名を記載し、各社の実印の押印及び代表企業、業務、リスク、負担等の分担等の明記された覚書の写しを提出すること。

エ 統括責任者調書（第3号様式）

オ 業務提案書（第4号様式）

カ 業務実施に関する調書（第5号様式）

キ 見積書（第6号様式）

ク KYOTO STEAM—世界文化交流祭—に関する提案書（様式自由）

※ 負担上限額の範囲において実施することを前提とし、履行すべき成果を達成するための具体的な取組方法、基本計画の実効性を高めるための取組など、独自の具体的計画を提案してください。

ケ 応募者のセールスポイントをPRする資料（任意・様式自由）

## (3) 提出期間

令和元年9月26日（木）～令和元年10月9日（水）必着

※ 持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分まで。

※ 期間を超えたものは、いかなる理由をもってもお受けできません。

## (4) 審査書類作成に関する事前質問

審査書類作成に関する事前質問は、令和元年9月20日（金）午後5時30分までに（必着）、以下の宛先へ電子メールにて送信してください（様式自由）。

質問送信先：info@kyoto-steam.org

質問宛先 : KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会

※ 回答は、質問者及び参加申請者に対して、令和元年9月25日（水）までに電子メールにて行います。

## 6 審査（提案書類審査及びヒアリング審査）

「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—共同事業者選定委員会」において、提出書類の審査及びヒアリング審査を行い、委託候補者を選定します。

## 7 選定結果の通知等

審査結果は、令和元年10月中旬に、参加者全員に電子メールにて通知するとともに、各応募者の名称及び評価結果をホームページにて公表します。審査結果についての異議申立は受け付けません。

## 8 留意事項

- (1) 本募集参加に要する一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出されたすべての書類等は本募集の手続きにのみ使用し、参加者には返却しません。
- (4) 提出期限以降におけるすべての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提案書の様式は、別紙資料「提出書類様式」を使用してください。
- (7) 本募集における審査方法及び審査項目は、別紙資料「審査方法及び審査項目」を参照ください。

## 9 主なスケジュール

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (3) 募集公告         | 令和元年9月17日（金）          |
| (4) 参加申請         | 令和元年9月17日（金）～9月20日（金） |
| (3) 事前質問受付期限     | 令和元年9月20日（金）          |
| (4) 質問回答         | 令和元年9月25日（水）まで        |
| (5) 審査書類提出       | 令和元年9月26日（木）～10月9日（水） |
| (6) 提案書類・ヒアリング審査 | 令和元年10月中旬を予定          |
| (7) 審査結果通知       | 令和元年10月中旬を予定          |
| (8) 契約締結         | 令和元年10月下旬を予定          |

## 10 事前連絡、問合せ及び提出先

〒606-8342

京都市左京区栗田口鳥居町2番地の1 京都市国際交流会館内

KYOTO STEAM-世界文化交流祭-実行委員会事務局

電話番号 075-752-2211

ファックス 075-752-2233

電子メールアドレス [info@kyoto-steam.org](mailto:info@kyoto-steam.org)

## 11 備考

<別紙資料>

- ・ 「提出書類様式」
- ・ 「KYOTO STEAM-世界文化交流祭-基本計画」
- ・ 「KYOTO STEAM-世界文化交流祭-2019年度事業計画」
- ・ 「覚書案」